

「労災保険加入証明願」・「労働保険料・一般拠出金証明願」について

「労災保険加入証明書」・「労働保険料・一般拠出金証明書」を必要とされる場合は、下記により手続きをしてください。

1 手続き方法

- ・「労災保険加入証明書」は、依頼者をご用意された「別紙様式1 労災保険加入証明願」に、当局で直接証明印を押し返却（交付）するものになりますので、必要枚数分（1枚必要であれば1枚）を作成し、提出してください。
- ・「労働保険料等納入証明書」は、「別紙様式2 労働保険料・一般拠出金納付証明願」により、1枚作成し、提出してください。
- ・証明願の受付及び証明書の交付は、原則として、郵送により行いますので、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- ・証明書の交付までに1週間程度要する場合がございますので、早期のご依頼をお願いいたします。

2 提出先

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15 盛岡第2合同庁舎
岩手労働局総務部労働保険徴収室
電話：019-604-3003